

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月22日

【会社名】 株式会社アイチコーポレーション

【英訳名】 AICHI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山 岸 俊 哉

【本店の所在の場所】 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

【電話番号】 (048)781 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 澤 宏

【最寄りの連絡場所】 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

【電話番号】 経理部長 中 澤 宏

【事務連絡者氏名】 (048)781 - 1111(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社アイチコーポレーション中部支店
(名古屋市緑区大高町字丸の内70番1)
株式会社アイチコーポレーション関西支店
(大阪市淀川区田川三丁目9番56号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金13円

第2号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化や不測の事態が生じた場合であっても、株主に対して剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするために、変更案第40条（剰余金の配当等）を新設し、剰余金の配当等を取締役会決議で行うことを可能とする。

重複する現行定款第40条（期末配当金）および現行定款第41条（中間配当金）を削除し、また、現行定款第42条（期末配当金および中間配当金の除斥期間）を変更案第41条（剰余金の配当の支払免除および利息）に変更し、一部字句の修正を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、三浦治、山岸俊哉、田上吉夫の3名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、高月重廣、東上清、川西拓人、青沼健二の4名を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈および取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役に対し退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

また、本総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止することに伴い、在任中の取締役2名に対し、退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等は、取締役会に一任する。打ち切り支給の時期については、各取締役の退任時とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果および賛成割合	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金処分の件	692,225	215	0	99.97%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	687,401	5,039	0	99.27%	可決
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除く。）3名選任の件					
三浦 治	622,424	70,015	0	89.89%	可決
山岸 俊哉	627,092	65,347	0	90.56%	可決
田上 吉夫	690,254	2,185	0	99.68%	可決
第4号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件					
高月 重廣	691,237	1,192	0	99.83%	可決
東上 清	635,909	56,520	0	91.84%	可決
川西 拓人	691,662	767	0	99.89%	可決
青沼 健二	664,926	27,503	0	96.03%	可決
第5号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈および 取締役の退職慰労金 制度廃止に伴う打ち 切り支給の件	625,156	67,283	0	90.28%	可決

(注)各議案の可決要件は次の通りです。

- 第1号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
- 第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
- 第4号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
- 第5号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。